

小規模事業場等排水対策指導要領

制定昭和 56 年 2 月 3 日
改正昭和 57 年 5 月 1 日
改正昭和 57 年 11 月 9 日
改正平成 15 年 3 月 28 日

第 1 目的

この要領は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 1 項の規定に基づき定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（平成 14 年 7 月 12 日愛知県公告）の規定に基づき、総量規制基準の適用されない事業場等に対し汚濁負荷量の削減を指導するために必要な事項を定める。

第 2 指導対象事業場等

汚濁負荷量の削減を指導する事業場等（以下「小規模事業場等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「政令」という。）第 4 条の 2 に規定する指定地域として政令別表第 2 第 2 号口に掲げる区域に設置される法第 2 条第 5 項に規定する特定事業場（し尿処理施設又は法第 2 条第 3 項に規定する指定地域特定施設のみを有するものを除く。以下「特定事業場」という。）で、1 日当たりの平均的な排水の量（以下「日平均排水量」という。）が 50 立方メートル未満のもの（水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年愛知県条例第 4 号。以下「条例」という。）の規定による排水基準が適用されない特定事業場にあつては、日平均排水量が 20 立方メートル未満のものを除く。）
- (2) 別表第 1 に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が 50 立方メートル以上のもの。

第 3 指導値

小規模事業場等に対する汚濁負荷量の削減指導値は、別表第 2 から第 4 に掲げる値以下とする。

附 則

この要領は、昭和 56 年 2 月 3 日から施行する。ただし、第 3 の指導値の規定は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、同年 3 月 31 日において現に設置している小規模事業場等（設置の工事をしているものを含む。）についての第 3 の指導値の規定の適用については、改正後の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 の第 2 号関係）

項番号	施 設 の 種 類
1	集団給食施設（栄養改善法（昭和27年法律第248号）第 9 条の 2 に規定するものをいう。）又は飲食店営業（仕出屋及び弁当屋（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第 5 条第 1 号に規定するものをいう。）に限る。）の用に供する調理施設（法第 2 条第 2 項に規定する特定施設に該当するものを除く。）
2	段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
3	惣菜製造業又はパン・菓子製造業の用に供する洗浄施設
4	金属製品等製造業の用に供する水溶性油剤を使用する金属工作機械

備考

「段ボール製造業」とは、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）に定める日本標準産業分類に掲げる細分類番号 1532 に、「惣菜製造業」とは、細分類番号 0996 に、「パン・菓子製造業」とは、小分類番号 097 に、「金属製品等製造業」とは、中分類番号 25、26、27、28、29、30、31 及び 32 に分類される業種をいう。

別表第 2（第 3 関係 化学的酸素要求量関係）

項番号	小規模事業場等の区分		排水の種類	化学的酸素要求量に係る指導値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場で日平均排水量が50立方メートル未満のもの	条例の規定による排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）が適用されるもの	既設の事業場等	水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成14年愛知県告示第543号。）（以下「化学的酸素要求量告示」という。）別表の第 2 欄の業種その他の区分に応じ、同表第 3 欄（1）に掲げる値
			新設の事業場等	
		その他のもので日平均排水量が20立方メートル以上のもの		
2	別表第 1 に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの		排水	160

備考

- 1 この表において「既設の事業場等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 昭和57年7月1日における政令別表第1に掲げる施設(以下「特定施設」という。)のうち(2)に規定する施設以外の施設を昭和56年6月30日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)
 - (2) 昭和57年7月1日における政令別表第1第1号の2、第18号の2、第18号の3、第19号リ、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第64号の2、第66号の2、第68号の2、第69号の2、第69号の3、第70号の2又は第71号の2から第71号の4までに掲げる施設のみを同年12月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)
- 2 この表において「新設の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の事業場等以外のものをいう。
- 3 この表の化学的酸素要求量に係る指導値について、化学的酸素要求量告示別表の第1欄に掲げる項番号についての同表の第3欄(1)、(3)又は同表の備考欄に掲げる(3)の値については、次の表のとおり読み替えるものとする。

化学的酸素要求量告示別表 第1欄の項番号	化学的酸素要求量告示別表第3欄の化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)			読み替え後の 数値(単位1リットルにつき ミリグラム)
	(1)	(3)	備考欄の(3)	
2	100			120
57、60、62、63	90			100
68	50			60
5、7、8、21、22、26、27、 44、45、	40	30		50
15、24、36、54	30	30		
28、65、66、67	40	40		
25	30	20		
23		30		
34、38		40		
29、58	40	30	40	
10	30	20		40
11	30	30	30	
41	20	20		
12、13、14、16、30、31、214		30		30
19、46、47、48	20	20		
49		20		25
75、91、204、219、229、230、 231	20	20		
39、87、111、116、123、137、 139、140		20		20
143、156、157、158、159、160、 161、164、171、173、176、191、 192、196、197、198	10	10		
127、165、166、167、183、184、 185、186、193、194、195、199、 200、202、203、205、206、207		10		20

別表第3（第3関係 窒素含有量関係）

項 番 号	小規模事業場等の区分		排水の 種類	窒素含有量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場で日平均排水量が50立方メートル未満のもの	上乗せ排水基準が適用されるもの	14年以前の事業場等	特定排水水 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準（平成14年愛知県告示第544号。）（以下「窒素告示」という。）別表の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄（1）に掲げる値
			15年以降の事業場等	
			その他のもので日平均排水量が20立方メートル以上のもの	排水水
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの		排水水	120

備考

- この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）をいう。
- この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以前の事業場等以外のものをいう。

別表第4（第3関係 りん含有量関係）

項 番 号	小規模事業場等の区分			排水の 種類	りん含有量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事 業場で 日平均 排水量 が50立 方メー トル未 満のも の	上乗せ排水 基準が適用 されるもの	14年以 前の事 業場等	特定 排水水	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に 基づく窒素含有量に係る総量規制基準（平成14年愛知 県告示第545号。）（以下「りん告示」という。）別表 の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄（1） に掲げる値
			15年以 降の事 業場等		りん告示別表の第2欄の業種その他の区分に応じ、同 表第3欄（2）に掲げる値
	その他のもので日平 均排水量が20立方メ ートル以上のもの		排水水	16	
2	別表第1に掲げる施設を有す る事業場等で、日平均排水量 が50立方メートル以上のもの				

備考

- この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置して
いる工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）をいう。
- この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以
前の事業場等以外のものをいう。